

尾張旭市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年11月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

総務部（総務課、災害対策室、行政経営課、財産経営課、検査課、税務課、収納課）

### 3 監査の期間

平成29年9月25日から平成29年10月27日まで

### 4 監査の方法

平成29年度（平成29年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

(1) 随意契約を締結する場合において、随意契約ガイドラインでは、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、契約案件ごとに随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。一部の契約事務において、公表の事務手続きが適切に行われていないものが見受けられる。（災害対策室）

(2) 標準宅地時点修正業務委託において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が、尾張旭市契約規則第32条第6号となっている。

契約金額が同契約規則第25条に定める随意契約の限度額を超えているので、免除の理由として同号には該当しない。（税務課）

(3) 抽出した帳簿において、備忘的メモとして付箋紙の貼付等により行われているものが見受けられる。

付箋紙の貼付やえんぴつ書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。（税務課）

(4) 収納金出納報告書に添付する収納金出納簿において、払込額と差引保管額の欄が削除された様式が使用されている。

尾張旭市出納員等に関する規則に関する文書の様式を定める要綱第2条におい

て定められた様式を用いる必要がある。(収納課)

## 7 要望事項

(1) 契約部署及び設計・監理部署と分離独立し平成28年4月1日に設置された部署が検査課である。設置した意味は、中立で厳格な検査体制を構築することにより、工事等の品質向上を図り、検査事務の適正かつ公正な実施を目指すものとしているが、分掌事務に「入札参加資格要件等審査委員会に関すること。」があること、予定価格が300万円未満の工事や業務委託について、検査員の配置場所が同じ事業所管課であることについては、なお検討を要するところである。いずれにしても、検査部門の新設にあたり、その機能が発揮され、より充実した検査を行っていただきたい。(検査課)

(2) 税務の仕事は、それぞれの税に関する幅広い知識が求められるとともに、専門性が必要になってくる。幅広い知識を習得するためには、長い年月が必要となるので、長年同じ業務に携わることにより専門性を持った職員が育成できる。このことは特に土地及び家屋の課税業務にあてはまる。

職員には異動が伴うものであるから、それに備えて担当事務のローテーションを行うなど、新たに配属された職員に適切に業務が引き継がれ、知識が伝承されるような工夫をしていただきたい。(税務課)

(3) 税収は市の財政基盤の根幹を支える貴重な財源であり、日頃からそれを意識して業務が行われているところである。市税の収納率は着実に上昇し成果が現れているので、引き続き自信を持って業務に取り組んでいただきたい。

収納業務を行う際に市民などから行政全般にわたる苦情や意見が出されることは多く、時には厳しいやりとりがあると聞いている。しかし、見方を変えれば市民などからの苦情は業務を行う上での「ヒント」である。市民の苦情や発せられた言葉を行政サービス全体に繋げていくことが大切であると考えます。(収納課)